

平成28年度 東京都税制調査会
第3回小委員会 議事録

日 時 平成28年9月5日（月）午後3時00分～
場 所 都庁第一本庁舎北側 42階特別会議室B

平成28年度 東京都税制調査会第3回小委員会

平成28年9月5日（月）15:00～17:08

都庁第一本庁舎北側42階 特別会議室B

【税制調査担当課長】 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、〇〇委員が少し遅れていらっしゃるということですので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に「第3回小委員会次第」「座席表」でございます。

その右側ですが、上から資料1「平成28年度・第3回小委員会の論点」。

資料2「個人所得課税に関する資料」。

資料3「地方税体系のあり方に関する資料」。

資料4「都の重要施策を支える税制の役割に関する資料」。

そのほかは参考資料でございます。

それでは、ただいまから平成28年度 第3回小委員会を開催させていただきます。

この後の進行は、〇〇小委員長にお願いいたします。

【〇〇小委員長】 それでは、今から第3回的小委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、御検討いただく議題の審議に入ります。

1点目の議題ですが、個人所得課税についてとなっております。事務局より論点及び資料の説明をお願いいたします。

【税制調査担当課長】 それでは、お手元の資料1「平成28年度・第3回小委員会の論点」をご覧ください。

本日最初のテーマは、1の個人所得課税についてでございます。

1の論点の1つ目ですが、こちらは社会経済の構造変化と個人所得課税のあり方としております。少子高齢・人口減少を初めとする社会経済の構造変化を踏まえ、将来の人口構成の変化や高齢化の動向あるいは政府税調の論点整理の概要なども参考に、個人住民税を含む個人所得課税は今後どうあるべきかについて、御審議願えればと存じます。

論点の2つ目は、所得格差の解消と非正規雇用の対応としております。生活困窮者や非正規雇用者の増加等による所得格差の拡大を解消、緩和していくための税制上の支援のあり方等について御審議願えればと存じます。

論点の3つ目は、子育て支援や介護をめぐる環境整備としております。仕事と子育ての両立や介護の問題等につき、我が国の現状や諸外国における子育て支援策なども参考に、税制上の支援のあり方等について御審議願えればと存じます。

論点の4つ目は、所得再分配機能の回復と社会経済の活力向上としております。租税による所得再分配機能を回復し、社会経済の活力向上につなげていくため、税額控除や給付付き税額控除等の税制上の方策等について御審議願えればと存じます。

以上、4つの論点に分類はいたしましたけれども、相互に関連する事項でございますので、一括して御審議願えればと思います。

続きまして資料2「第3回 小委員会 個人所得課税に関する資料」をご覧くださいませでしょうか。小委員会の開催に先立ちまして、事務局が本日御出席の委員のところへお邪魔し、事前に資料説明をさせていただいてお

りますので、本日は御審議いただくに当たってポイントとなる資料を中心に説明をさせていただきます。

1 ページからは、最初の論点である社会経済の構造変化と個人所得課税のあり方に関する資料となります。資料の初めのほうにございます税目の概要、税率構造、控除の概要等の説明は割愛させていただきます。

まず5 ページをお開きいただけますでしょうか。5 ページは国立社会保障・人口問題研究所による全国の人口、高齢化率、世帯数の推計で、棒グラフは年少人口、生産年齢人口、高齢者人口を積み上げたものでございまして、65歳以上人口のところの数字は高齢者比率でございます。

折れ線グラフの上のほうですが、こちら世帯数の推計値を、下のほうはその内数で高齢単身世帯と高齢夫婦のみ世帯の合計を示しております。2010年から2035年の25年間で世帯数は約4.4%減少するのに対しまして、高齢者世帯は約33.7%増加すると推計しております。

6 ページ、こちらは同じく東京都についてお示ししたもので、同じ25年間で高齢者世帯数は約1.5倍に増加すると推計しております。

7 ページ、こちらは個人所得課税の国際比較でございまして、表の2段目をご覧くださいますと、他の先進諸国と比較して、我が国の国民所得に占める個人所得課税の負担割合は低い水準にございます。また、我が国の最低税率は5%ですが、ドイツやフランスではゼロ税率も採用しております。税率の刻みも我が国はやや多くなっております。

8 ページ、政府税調では配偶者控除を初めとする控除制度の見直しや、子育て世帯、低所得者の税負担軽減などを柱とする所得税改革に関する議論が間もなくスタートすると聞いておりますが、ここでは政府税調が昨年11月に公表いたしました経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理を3枚の概要にまとめさせていただきました。

まず8 ページが概要①で、1つ目の●ですが、こちらはこの論点整理の1年前に公表しました一次レポートで示された課題でございまして、夫婦ともに働きつつ、子供を産み育てる世帯への配慮の重要性を指摘し、より深く検討を行うべきとしたことが昨年の骨太の方針の方向性と同様であるとしております。

2つ目の●にございます検討に当たっての論点は、次の概要②で御紹介します。

3つ目の●ですが、こちらは今後の検討に当たってですが、中長期的には勤労世代に負担が偏らず、資本蓄積を極力阻害しないものとするのが重要であるとし、また、国民が安心して暮らせる社会を構築するためには税制のみならず、関連する制度・政策との連携を含め総合的な対応が必要とし、さらには家族のあり方や働き方など国民の価値観に深く関わるものであることから、幅広く丁寧な国民的議論を期待するとしております。

9 ページが概要②になります。こちらは個人所得課税の改革に当たっての基本的な考え方を3つに分けて提示しております。

1つ目が、結婚して子供を産み育てようとする若年層・低所得者層に配慮する観点からの所得控除方式の見直しにより、所得再分配機能の回復を図ることや、家族の形成を社会全体で支えるという視点が重要であるとしております。

2つ目が、働き方の多様化や家族のセーフティーネット機能の低下を踏まえ、負担調整を所得の種類ごとに行うのではなく、家族構成などの人的な事情に応じて行う人的控除の役割を高めていく必要があるとしております。

10 ページは地方税関係になります。右側の黒い枠の中ですが、個人住民税については税制のあり方を検討するのみではなく、地方の財源の適切な確保という観点が極めて重要であるとし、納税義務者数の減少を招かないように留意することや、社会保障制度との整合性も念頭に置く必要があるとしています。

11 ページからは、2つ目の論点に関する資料となります。

11 ページは厚労省の所得再分配調査報告書をもとに作成した資料で、当初所得階級別の世帯割合の推移で、これは世帯単位の集計となっております。ここでは当初所得300万円未満の世帯と700万円以上の世帯の構

成比をお示ししております。当初所得100万円未満の世帯の構成比は、ご覧いただくと平成7年には全体の15.6%でしたが、平成22年には31%に達しております。100万円から300万円の世帯も同期間で13.9%から21.0%へと増加しています。逆に700万円から1,000万円の世帯は同期間で18%から11.5%へ、1,000万円以上の世帯は同期間で16.2%から9.0%へと大きく減少しております。

12ページは、11ページにございました当初所得と再分配後の所得との比較を所得階級別の世帯分布でお示したものでございます。50万円未満の世帯のところをご覧いただきますと、当初所得というのは24.9%を占めておりますが、再分配後には1.1%にまで低下しております。

13ページは全国における被保護実世帯数、被保護実人員、保護率の推移でございまして、平成景気のころには全ての数値が下降いたしました。平成1桁ごろを底に近年は上昇し続けておりまして、平成26年度の被保護実人員は約217万人と、戦後の昭和27年度の約204万人を上回る数となっております。

14ページは東京都における被保護実世帯数、被保護実人員、保護率の推移でございまして、2本の破線は保護率を示しております。上の太い破線が東京都、下の太い破線が全国の保護率で、東京都と全国で同じようなカーブで上昇しておりますが、近年は両者の差が拡大しております。なお、平成26年の全国に占める東京都の人口シェアは10.5%なのですが、被保護実人員の東京都のシェアは13.6%と3ポイント以上高くなっております。また、全国に占める東京都の世帯数のシェアは11.8%ですが、被保護世帯数でいくと14.2%となっております。生活保護を受けている都民は全国シェアを上回っている実態がございまして、

なお、本日御出席の委員の皆様への事前説明の際には、この後に子育て世帯の貧困率の推移と子供のいる世帯の平均貯蓄率の資料を添付しておりましたが、いずれも最新のデータが10年以上前のものでございまして、現在の格差の状況を御議論いただくに当たって適当な指標とは言えないと考えまして、本日の配付資料からは削除させていただきました。申し訳ございません。

15ページは全国の正規雇用、非正規雇用労働者の推移でございまして、非正規雇用労働者は平成21年を除き微増で推移しております。右側の枠内は、平成27年における非正規雇用労働者の内数の人数及び構成比となっております。

16ページは男女別に見た非正規雇用者割合の推移でございまして、平成12年と13年は半年ごとの調査でございましたので、目盛りが2つになっております。非正規雇用者比率は徐々に高まっておりまして、平成12年からの15年間で男女とも10ポイント程度上昇しております。

18ページからは、3つ目の論点に関する資料となります。

19ページは女性の就業状況及び仕事と家庭の両立をめぐる現状で、左側の図は女性の就業状況に関するM字カーブを示したものでございます。上の破線は実際に就業している者に仕事がなく探している者と、仕事を探していないが就業を希望している者を加えた潜在的労働力率でございまして、特に20歳から39歳までは実際の就業者と潜在的労働力率との差が12~14ポイントほど開きがございまして、

右側の図は第1子出産前後の妻の就業状況の構成比の推移でございまして、出産後も就業を継続する者のうち、一番下の育児休業利用者は増加しておりますが、出産前有職者のうち、グラフの中ほどにございます出産退職の構成比はふえ続けておりまして、約6割の女性が出産・育児により退職しているのが実態でございまして、

22ページは要介護者数と介護離職者数の推移で、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして2000年に介護保険が創設され、認定者数は創設時から約2.4倍に増加しており、近年はさらに増加のペースが拡大しております。また、介護等を理由に前職を離職する介護離職者数は年によって増減がありまして、傾向は一定しておりません。なお、介護離職者数の下の薄い色の折れ線、こちらは雇用者ですぐ上の折れ線の就業者の内数となっております。

23ページは仕事と介護の両立支援制度の見直しで、来年1月1日より育児・介護休業法の改正法が施行され、

介護休業制度の要件が緩和されることになっております。

1の介護休業の分割取得につきましては、対象家族1人につき通算93日までという日数の上限は変わりませんが、3回を上限とした分割取得が可能となります。

また、2の年5日までの介護休暇が、従前の1日単位から半日単位で取得できるようになります。そのほかにも働きながら介護を行う労働者のための制度改正がなされております。

下の注3にございますように、介護休業給付金の支給割合が本年8月より40%から67%へと引き上げられております。

続きまして24ページですが、こちらは子育て支援に関する諸外国の取り組みのうち、育児休業制度に関するもので、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの例を御紹介したものです。また、次の25ページは育児に関する経済的支援に関するものでございます。日本の児童手当には所得制限が設けられておりますが、フランスも新たに所得制限を導入しております。

26ページからは、4つ目の論点に関する資料となります。

26ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは内閣府の平成21年度年次経済財政報告から抜粋した再分配効果の国際比較で、左側の公的移転による再分配効果には年金や遺族給付、失業給付などが含まれます。右側の税による再分配効果には、所得課税のほかに社会保険料負担が含まれています。我が国は左側の公的移転による再分配効果も下位に位置しておりますが、右側の税による再分配効果は比較対象国中で最も低くなっております。

なお、各国のデータは調査年次がそれぞれ異なっておりますことをお断りしておきます。

28ページは所得再分配によるジニ係数の変化で、上段の(1)は近年のジニ係数の推移でございます。当初所得の格差はこの間、一貫して拡大しておりますが、再分配によるジニ係数の改善度は調査ごとに高まっており、所得の均等化が進んでおります。しかし、下段(2)の年齢別再分配前後の所得格差の変化をご覧くださいますと、当初所得が高齢になるほど格差が大きく、再分配所得は年齢階級別では大きな差がなくなっており、現行の社会保障制度による再分配の仕組みは社会全体の格差を縮小させているとは言えますが、再分配効果が高齢者層に偏り、現役世代の再分配効果はわずかでしかないことを表しております。

29ページは所得再分配後の世帯分布の変化でございます。1999年と2011年の所得階級別の構成比の変化を表したものでございます。特に所得が100万円から400万円までの世帯の構成比が大きく上にシフトしております。逆に所得1,000万円以上の世帯の構成比は下にシフトしております。グラフ全体の形状も大きく変化していることがご覧いただけるかと思えます。

30ページは税額控除と給付付き税額控除のイメージで、左側は税額控除の仕組みを图示したもので、右側は控除額が所得税額を上回り控除し切れない場合に現金給付を行う給付付き税額控除の仕組みを图示したものでございます。

31ページは諸外国の税制を活用した給付措置についてで、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国における就労促進や、子育て支援等を目的とする直接給付制度の概要を紹介したものでございます。

説明は以上でございますが、本日御欠席の〇〇委員から個人所得課税に関する御意見を頂戴しておりますので、ここで御紹介させていただきます。ポイントのみ読み上げさせていただきます。

まず1つ目のところですが、3行目の最後ですが、社会保障費が急激に増加し、深刻な財源不足に陥っておりますが、財政の健全化を推進するためには所得課税だけでは賅い切れるものではなく、所得・消費・資産のバランスのよい課税を行うことが必要ですとの御意見です。

2つ目のポツですが、財政再建の議論を行うためには、我が国の真の財政状況を把握する必要があり、そのためには単式簿記の現金主義会計ではなく、複式簿記に基づく発生主義の導入により、財務諸表の信頼性と検証可

能性を高めることも重要だとの御意見をいただいております。

3つ目のポツですが、6行目の最後のところです。配偶者控除の見直しについては、控除の適用実態、夫婦のあり方、社会経済変化などを踏まえ、総合的に判断する必要があると考えますとの御意見です。

最後のポツですが、1行目の中ほど、各種控除についても時代の変化とともにその役目を果たした控除の必要性の有無、所得控除か税額控除がよいのか、または給付金にするのかなどについて検討する時期に来ているのではないかという御意見でございます。

以上でございます。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら今から審議に入りたいと思います。今、御説明いただきました論点及び資料について御質問あるいは御意見がおありの委員の皆様、自由に、どなたからでも結構ですので御発言いただければと思います。なお、論点は資料1に示されているとおりですので、御参照ください。

特に〇〇委員からも御意見が別途提出されていますが、そこでも指摘されていますように、本日の資料全体として最近の経済情勢の変化、社会構造の変化、非正規の方々の比率が増えているとか、所得水準全体が低下傾向にあるとか、税制自体の再分配効果が低くなっているとか、こういった最近の経済社会の状況をお示しいただいた上で、戦後、高度成長期以来ずっと続いてきた経済社会構造が大きな変化をしつつあるタイミングに来ている中で、税制のほうは根本的に、今回は所得税ですけれども、その時代以来、大きくは構造変化をこななかったわけですが、ちょうどそれが現在、政府税調でもこれからですけれども、人的控除を中心に見直しの議論が始まるこのタイミングにおいて、所得税についてどうあるべきか、お考えのところを御自由に申し出ただければと思います。いかがでしょうか。〇〇委員、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 御説明どうもありがとうございました。

個人所得課税の話で少し意見を述べさせていただきたいと思います。

資料2の8ページから政府税制調査会の論点整理について概要を記しておられて、私もそのメンバーだったので、これ自体に何か特段の異議があるわけではないのですが、必ずしもこの論点整理の中で触れ切れていなかった話と、概要でお示しになっておられるものの中でも、特に地方税における課題としてここを考慮していかなければいけないポイントというものがあるのではないかと、少しその点について述べさせていただきたいと思います。

資料2の10ページのところでまとめてあって、まさにここが究極的には個人所得課税の中でも地方でどういうことに配慮しなければならないかということ端着端的に表していることだと思います。累進課税をしていない個人住民税なので、今後、所得控除から税額控除へ変えていくという動きがあるのではないかと思いますけれども、特段これが増減税、個人によって所得控除から税額控除へ変えることによって、より高所得の方が増税になるかわりに、その財源を使って低所得者に対して減税するというようなやり方というのは、国税の所得税だと累進課税なので可能なですけれども、フラット税率の個人住民税ではそれはできないということですから、税額控除化すること自体は、所得格差是正の効果は国税によっては所得税においてはありますけれども、個人住民税では必ずしもそういうことではないということが、まさに10ページのまとめの中の1つとして書かれているということは、1つポイントなのかなと思います。

もう一つは、個人住民税の課税か非課税かということが社会保障の制度とも連動しているということも忘れてはならない論点だと思います。その点は今後、地方税法改正という形で国でこの個人住民税の控除のあり方を考える上でしっかり踏まえていただかなければならないポイントで、それは政府税制調査会の論点整理でも配慮は必要だということは明記しているというところで、これは引き続きちゃんとそういう配慮が法改正まできちんと滞りなく反映されるように見守っていかねばいけないところかなと思います。

それとともに、この論点整理で触れ切れていないポイントとしては、実は非課税所得の話があります。特にこの個人所得課税の議論で事務局から説明があった目下の我が国の社会環境の変化ということを踏まえると、老齢遺族年金は非課税になっているわけです。御承知のように公的年金は配偶者に対して生活が困窮しないようにという配慮で、大抵の場合は夫のほうがより多く個人として年金受給権を持っていて、妻はそれより少ない年金しかもらえないということになっているけれども、夫が亡くなった後に妻が夫の給付の4分の3が採用される方が多いわけですが、4分の3の受給権を引き継げることになるのですが、本人の受給権よりも上回って4分の3もらえている部分がまさにその遺族年金として給付されて、そこが非課税になる。

そうすると本人の受給権で受け取っている年金給付が、個人住民税がかからない程度の公的年金収入しか得ていないとすると、丸々年金には課税されない上に夫の年金受給権の4分の3の給付が受け取れる。全く課税されない形で受け取れる。夫が受け取っていたときはそれなりの年金収入だから、所得税とか住民税も払っていたかもしれないけれども、夫が亡くなった途端に2分の1ではなくて4分の3がもらえるということですから、それだけ1人当たりになると収入が増えるにもかかわらず、全く課税されないという変なことが実際に起こってしまっているわけです。果たしてそれでいいのだろうか。

もちろん結果的に遺族年金をもらってもなお多くの収入は得られていないということであれば、これは別に今もそうなので課税する必要はないとか、ないしはそんなに多く税を負担していただく必要はないのかもしれないけれども、それなりに多くの年金収入を遺族年金を加えて受け取れているにもかかわらず、遺族年金が非課税であるということで、全く住民税を払わず、かつ社会保険料も払わないということに現状なっているわけで、そういうところにもいづれメスを入れないと、高齢者の同世代の中でも不公平が拡大する。こういうことになりますから、なかなか政府税調ではそれを取り扱ってもらえなかったのも、だからここで話しているという面もなくはないのですが、遺族年金が非課税のままでもいいのかという問題は、ますます地方税の上でも重大な問題になってくるのだらうと思います。

この根源を遡ると、結局、国では財務省と厚労省の狭間に挟まって、なかなかこれを取り扱う具体的な部署というか会議というか、そういうものがない。あれは税の話だというふうに年金側は言うし、税の側はあれは年金の話だというふうに言う。だけれども、実は法的根拠は所得税法のほうにあるわけで、そこで非課税にしているから非課税扱いになっている。だけれども、そのこの制約を解けば別に一旦課税所得としてカウントされつつも、さまざまな控除で低所得者に配慮した結果、低所得者には課税しないとか少ない税負担でよくて、結果的に遺族年金まで加えてそれなりに多くの収入を受け取られる高齢者がおられれば、その方々にはちゃんと税や保険料の負担を負っていただく。このようにしたほうがいいと思うのです。だけれども、今はそもそも課税しないということで、所得税や個人住民税の計算をするそもそもの段階からして遺族年金はノーカウントになっている。そのしわ寄せというのは極めて大きい。

だけれども、実は1つよい兆しが出てきたのではないかとと思われるのは、都道府県ではないですけども、市町村です。介護保険で補足給付を受けられるかどうかということを経験するときに、介護保険の補足給付を受けるときには遺族年金も勘案するというようになって、現に今年からそれがカウントされることになった。そのときの1つの実務的に克服した点は、そもそも非課税年金なので所得の情報自体が地方自治体に一切通知されていなかった。情報が全く自治体に与えられていなかったので課税しようにも課税できないし、カウントに入れようにもカウントに入れられないということだったので、補足給付では勘案するという制度改正が行われた結果として、日本年金機構から別に課税することにはまだなっていないのだけれども、補足給付を出すか出さないかという判定をするときに、日本年金機構から遺族年金という非課税所得の情報が提供されるようになった。これは非常に1つ大きなブレークスルーになる。つまり日本年金機構は情報を出すと決めてもらえれば出してくれるということだから、どこまで本当にそれができるかわかりませんが、国税の所得税では勘案しないけ

れども、地方税で勘案するとか、地方税でなくても社会保険料を算定するときには勘案するとか、そのようなことにやろうと思ったらできるようになったということはかなり大きなポイントで、高齢者内の所得格差是正ということを考える上でも、個人住民税でそれを受けとめる上でも、今後、老齢遺族年金、若い人たちの遺族年金は別の配慮ですから、若い遺族に対する年金は別ですが、老齢の遺族年金については高齢者内の所得格差是正という観点からも、非課税のままにすべきではないということを申し上げたいと思います。

以上です。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様も御意見ございましたらよろしくお願ひします。

【〇〇会長】 今、お話がございました政府税調のほうでも論点整理を昨年11月に出されて、それをもとにまた議論が進められるということですが、その中で個人所得税に関しては増減税中立が前提なのですか。そうではないのですか。

【〇〇委員】 骨太の方針2015でそう言っているということです。

【〇〇会長】 ただ、例えば今回の資料の8ページですが、8ページに●が3つあって、一番下に「今後の検討に当たって」というのがございます。勤労世代に負担が偏らず、資本蓄積を極力阻害しないように、それから、1行飛ばして、その中で社会保障等の公的サービスの財源を安定的に確保していく必要がある、となっています。これまでどちらかというと社会保障の財源を確保するには消費税の増税だと言ってきたのですが、所得税に関しても増減税中立という枠にこだわるのがいいのかどうかということについて、私は個人的には別な意見を持っております。別に所得税なり、あるいは資産課税なりを社会保障の財源に充てても問題はないわけでございます。そういう意味でも所得税の増収を図ることは重要なだろうと思っております。

勤労世代に負担が偏らずという話がございますが、皆さん御存じのとおり消費税を増税しても年金の物価スライド制に手をつけないと結局、年金を得ている人は年金収入が増えてしまいますので、その分は消費税を負担しない、これは〇〇先生などが以前からよく言われてきたことです。そういうこともございますので、今、〇〇委員が言われたとおり、年金課税の見直しというのは1つ大きな焦点になるだろうと思っております。

今お話のあった老齢遺族年金に限らず、広い意味で年金課税の見直しはもちろん課税所得の改革になりますから、所得税にも個人住民税にも関係してくることで。

これも御意見にありました所得控除から税額控除へということにつきまして、確かに比例税率なので直接は再分配の変化に結びつきにくいところがございますが、恐らく所得税のほうでそういうことが問題になってきますので、それとあわせて検討されると思います。

1点だけこの資料について気づいたことを申し上げます。18ページに「個人住民税の控除額と非課税限度額制度」というものがございまして、上に図があります。よく二重の控除論という議論がありまして、これは何かといいますと、配偶者控除の対象になっている方が例えばパートなどで働き始めると基礎控除も出てきて、そこで二重の控除が発生するという議論になるのですが、実は二重の控除が発生するのはこういう形の控除にしているからであって、「だから配偶者控除を廃止しろ」ということに直結するものではないと私は考えています。要するにこれは配偶者控除がなくなって配偶者特別控除に切りかわる収入額を左にずらせばいいわけです。例えばこの図ですと左にずらせば二重の控除はなくせるのです。そういう意味では所得控除がいいのか税額控除がいいのかということとは別として、二重の控除を理由として配偶者控除を廃止しようという話には多分ならないのだろうと私自身は考えています。

いろいろと人によって意見はあるかと思いますが、今、気づいた点だけ申し上げさせていただきます。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。〇〇委員、お願ひします。

【〇〇委員】 所得税の所得再分配機能を考えるときに、まず前提として、日本は年金も医療も介護も社会保険になっていて、社会保険料負担が大きくなっています。そして、その負担構造がやや逆進的に結果としてなっている。それがしかも他国と比べてボリュームが大きいということを取りわけ念頭に置いて、所得税を中心にした所得再分配機能が期待される税制をどう設計するかということを考える必要があるかと思います。つまり社会保険主義をとっているために、より一層所得税の所得再分配機能というものが日本の場合、重要なのではないかなという観点もあるのかなと思います。

年金課税のお話がありましたけれども、年金との絡みで言うとまた別の問題として、御承知のとおり今後、2004年の年金改革以降のマクロ経済スライドが続いていく中で、現在の試算では基礎年金部分の所得代替率が報酬比例部分よりも鋭く落ちていく。つまり被用者年金の加入者も含めて年金給付の所得再分配機能も落ちていくことがほぼ予定されている状況でもあるので、とりわけ高齢者の所得格差にかかわってくることですけれども、年金の給付のほうの今後の変化を踏まえた、税制のほうでの所得再分配機能の議論というものも必要なのかなと私は思っています。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。〇〇先生、時間は大丈夫ですか。もし何かございましたら。

【〇〇委員】 本日は早目に退室させていただきますので、大変勝手ながら意見だけ述べさせていただきます。

年金の話も非常にもっともだなと思ったのですけれども、その次の女性の就業状況及び仕事と家庭の両立をめぐる現状というところも多少気になりまして、大変興味深く拝見しておりました。

図を拝見していると、確かに第1子出産前後の妻の就業率の変化というところで、女性の離職が高いと書かれていて、なるほどなと思ったのですが、これは私の個人的な周りの環境で、感想めいたことで恐縮なのですけれども、実は男性も離職しているケースがありまして、結構というわけではないのですけれども、3~4件、私の周りでありまして、どちらかが転勤を伴う職業である場合とか、あるいは女性が管理職になっている場合とか、男女逆転している場合のケースがありますけれども、男性が専業主婦化しているところも最近は多少ちらほら見受けられることもあるので、税制上は配偶者控除となっております、専業主婦控除という感じではないので、両方にバランスをとって答申を出していただければありがたいかなと個人的には感じております。

むしろ離職率が高いというのは、次の21ページに出てくる長時間労働者の割合というものが、非常に片働きにせざるを得ない条件として、長時間働くのが大変だからというのが恐らく原因の一因かなという気もしておりますので、これを税制調査会場で言うのがいいのかよくわからないのですけれども、そういう意味で〇〇委員、本日は御欠席でいらっしやいましたけれども、働き方とか夫婦のあり方とか、そういう社会情勢変化などを踏まえて総合的に判断というふうなコメントをなさったのではないかと私は個人的には推測しております。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。何か追加がございます場合でも結構です。

【〇〇委員】 事務局に質問なのですが、資料2の30ページに給付付き税額控除の話があるのですが、給付付き税額控除が実務的にはいろいろ困難を伴うのではないかなという話が割と国税レベルでは話があるので、すけれども、地方税で給付付き税額控除をするといった場合に、どういう実務的な状況というか課題がありそうなのか、何かお気づきの点がありましたら教えていただければと思います。

【総務部長】 現実には都道府県は多分何もできず、住民税の賦課徴収をやっている区市町村が行うことになるかと思いますが。税務署と違っていわゆる所得情報だけではなくて、社会保障関係の情報も一応、市町村は持っていますので、そういう意味では国がやるよりは市町村がやるほうが持っている情報がある程度多いということ、少しはできるかなと。それから、きめ細かく対人口比の役所の設置、職員数から言っても多分市町村のほうがかきめ細かくできるのかなとは思っています。

問題は、給付額を決めるに当たって必要な情報が全て市町村で手に入るかどうか。これを申告させるのかどうかということも含めて、そのあたりは国がやっている場合と同じなのか、それとも国よりもきついのか、国より楽なのかということについては何とも言えないかなと思います。

つまり何を計算の根拠として給付額あるいは控除額を決めるかというところが、税の範囲だけで済めば多分できると思うのですけれども、そこに何を加味するか。先ほどおっしゃられた年金といった把握されていない所得をどうするかとか、あるいはマイナンバーが入れば一応所得の集約といいますか、名寄せはできることに一応、今なっているわけですが、そのあたりも含めてでございます。

【〇〇委員】 大変的確にお答えいただきありがとうございます。

【〇〇小委員長】 〇〇先生の御質問は、自治体独自の給付付き税額控除の制度設計も場合によってはあり得るのではないかと問題提起です。ありがとうございます。

そろそろお時間なのですが、個人所得課税のパートで御意見等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、一旦ここで個人所得課税についての御質問、御意見については終わらして、続きまして2番目の論点であります地方税体系のあり方についてに移りたいと思います。事務局より論点及び資料の説明をよろしくお願いたします。

【税制調査担当課長】 恐れ入りますが、今一度先ほどの資料1、平成28年度第3回小委員会の論点をご覧くださいませでしょうか。続いてのテーマは2の地方税体系のあり方でございます。

2の論点の1つ目は、地方自治体の役割を踏まえた地方税源の拡充としております。現在、国と地方の歳出割合と税収割合は逆転しており、地方自治体が地方交付税等の移転財源や地方債の増発等により対応しているのが現状でございます。介護子育て支援等の社会保障分野や教育分野を初めとして、地方自治体の役割の大きさを踏まえた地方税源拡充の施策について御審議願えればと存じます。

論点の2つ目は、所得課税、消費課税、資産課税を適切に組み合わせた税体系の構築としております。地方自治体の基幹税目でございます住民税、事業税、地方消費税、固定資産税等を適切に組み合わせ、地域間の偏在が小さく、安定的な税収が見込め、また、全体として均衡のとれた税体系を構築することの必要性等について御審議願えればと存じます。

先ほどと同様ですが、以上、2つの論点に分類はしておりますが、これらは厳密に切り離せる論点ではございませんので、地方税体系のあり方を御議論いただくに当たっての視点という程度に御理解いただきまして、一括して御審議いただければと存じます。

続きまして資料3「第3回 小委員会 地方税体系のあり方に関する資料」をご覧くださいませでしょうか。先ほどと同様に、御審議いただくに当たってポイントとなる資料を中心に説明をさせていただきます。

3ページは国・地方の税源配分で、左側の図の国と地方の税収割合はおおよそ6対4であるのに対し、歳出は4対6と逆転していることをお示ししたものでございます。また、右側の表ですが、こちらは平成18年度以降の国税、地方税の税収とその割合の推移の表でございます。下の注にございますように、地方税には超過課税や法定外税は含んでおらず、また、枠外の括弧書きの数字は国税に地方法人特別税を含まず、地方税には地方法人特別譲与税を含めた割合をお示ししております。平成20年度、21年度、上のほうをご覧くださいませると、国税と地方税の割合がこの時期には5.5対4.5くらいまで接近しておりましたが、平成28年をご覧くださいませると、再び6対4程度に戻っております。

この間、国税と比較しまして地方税の税収がそれほど伸びていなかった要因として考えられますのは、所得税と個人住民税の税率構造の違い、あるいは法人税と地方法人課税の税率構造の違い、こういったものが国税の税収増に大きく寄与しております。また、消費税率5%から8%への引き上げは、国税のほうが税収増に及ぼす影

響が大きかったことが考えられます。

4 ページ、こちらは平成 28 年度当初予算及び地方財政計画による国税、地方税の税収内訳で、主な税目の税収とその構成比をお示したものでございます。

5 ページは、4 ページの資料のうち地方税の税収内訳を再掲したもので、特にその他の税のうちの主な税目の内訳もお示しております。

6 ページ、こちらは地方財政計画ベースの地方税収の推移でございまして、先ほどの 3 ページ右側の地方税収の推移を昭和 60 年度までさかのぼってグラフとしたものでございます。所得税から個人住民税の税源移譲によりまして、平成 19 年度には税収が大きく伸びておりますが、リーマンショック後の平成 21 年度には大幅な減収が生じております。

7 ページ、こちらは地方税の基幹税目の税収の推移でございまして、法人住民税及び法人事業税、個人住民税、固定資産税、地方消費税などの基幹税目の推移を昭和 60 年度からお示したものでございます。現在は個人住民税に次いで固定資産税の税収規模が大きくなっております。

8 ページ、こちらは地方財政の果たす役割でございまして、左側は平成 26 年度決算額で見ました横軸が目的別経費の全体の構成比、縦軸がそれぞれの国と地方の構成比となっております。教育費や社会保障関係費を初め、多くの行政サービスの提供において地方自治体が大きな役割を担っていることを示しております。

右側の表が国と地方の行政事務の分担を整理したものでございます。

9 ページが地方財政計画の歳出の分析で、左側の図のうち色が塗られているところがございますが、これが国庫補助関連事業を表しております。平成 28 年度地方財政計画、約 85 兆円のうち、その 4 割が国庫補助事業として国の縛りがあるというのが実態でございます。

10 ページ、こちらは地方税収と地方財政の財源不足の状況で、冒頭に申し上げましたように地方自治体が地方交付税の増額ですとか、地方債の増発等により財政運営を行っているのが現状でございます。ただし、平成 22 年度をピークに財源不足額は減少傾向にございまして、地方財政計画総額に占める財源不足額の割合も近年は低下傾向にございます。

11 ページは平成 28 年度地方財政計画による地方財政収支で、大まかな区分にはなっておりますが、地方の歳出・歳入の内訳の大まかな傾向を示しております。

最後の 12 ページは平成 26 年度決算額による国・地方の主な税目及び税収配分の概要でございまして、上の棒グラフは国税、道府県税、市町村税の主な税目の税収額をお示しております。国税では所得税、法人税等の所得課税の割合が 53.6%、消費課税の割合が 41.1%とこれらの合計で 95%を占めております。中ほどの道府県税でも所得課税が 59.8%、消費課税が 37.6%と、これらの合計で 97.4%を占めておりまして、国税よりもさらに資産課税の割合が小さくなっております。これに対しまして市町村税では固定資産税の税収規模が最も大きく、資産課税の割合が半分近くを占めております。下に 3 つ円グラフがございまして、こちらは国税、地方税全て合計いたしまして、左から所得課税、消費課税、資産課税に分類した上で、それぞれにおける国税、道府県税、市町村税の割合を示したものでございます。

説明は以上でございます。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、ただいま説明のありました資料について御意見、御質問等がございましたらよろしくお願いたします。

【〇〇委員】 先ほどの政府税調の論点整理の中でも、結婚して子供を産み育てようとする層への支援であったり、老後の生活への支援であったりというのが出ているのですが、実際にこういった環境を整えるということになると、保育園の整備とか、介護サービスの整備とかになるわけで、そういうことの大部分の役割を担ってい

るのは国というよりは地方自治体ではないかと思えます。

そういうとき、先ほど所得税のところでも給付ですとか再配分の話があったのですが、例えば北欧なんかは非常にこの税率が高いわけですが、それがうまく公共サービスの提供にバウチャーを通じて回っていくことによって、保育園ですとか高齢者住宅が直営だけではなくて民間で保育園や高齢者住宅が提供されていて、その質が競争しながら上がっていったいて、そういういわゆるソーシャルサービスのマーケットがうまく生まれて、それがさらに海外にも北欧モデルとして宣伝・展開されていくような流れがあるように思います。今後、課題先進国日本として、少子高齢化に対応するそのやり方を世界に見せていくなんてことが言われますが、そのとき、給付のあり方とともに、成長戦略としてもこういった保育園ですとか高齢者向けのサービスが提供される環境づくりが非常に重要だと思うのです。給付のあり方も、それも直接給付がいいのかバウチャー方式のようなものもいいのかも含めて検討していかなければいけないのではないかという気がいたしますので、あえてここで少し意見させていただきました。税のあり方というのは行政事務の分担とともに効果的な形で検討されなければいけないのではないかというような問題提起としてとらえていただければ幸いです。

以上です。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そういった意味では自治体もそういう形で現物給付だけではなくて、バウチャーという形で住民に義援金ではないですが、バウチャーという形での給付をして、市場を通じて民間企業にサービス給付をしてもらうことを促している。マーケットをつくらうとしているという政策が行われているという理解でよろしいですか。

【〇〇委員】 そうですね。アメリカの低所得者住宅、北欧なんかですと保育園とか高齢者住宅とか、バウチャー方式によってその市場を育てていく。自治体はenablerとしてその環境を整えていくという役割。これはなかなかまだ日本では見られていない。介護で一部そのようなことができてきているわけですが、それは成長戦略としても、サービスをきちんと提供していく戦略としても重要ですし、関連させて考える必要があると考えています。それは恐らく自治体レベルで検討すべきことが大きいのではないかと思います。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。〇〇委員、今の点に関連して何かコメントはありますか。

【〇〇委員】 今のことですか。

【〇〇小委員長】 でも構いませんし、〇〇委員から興味深い論点提示もありましたので。

【〇〇委員】 今、〇〇委員がおっしゃったように、当然ながら地方の役割なり支出のあり方との関係で収入、とりわけ税制の問題も考えるべきだと思います。

ただ、1つコメントをしますと、今のここで社会福祉サービスをバウチャーで市場原理を活用してとおっしゃいましたけれども、私が理解している限りでは、例えばスウェーデンでも教育セクターはバウチャー制を今、入れて、それが実は大きな問題になっているのです。加えて、保育サービスは自由化しているのですが、結局、民間セクターはそんなに伸びていないのです。なぜかという、スウェーデンの場合は少なくとも私が調査などを通じて知っている限りでは、保育セクターに関して言えば、公の直接供給の質が結構しっかりしているので、なかなか民間がすぐに増えていくことにはならない。スウェーデンのストックホルムの自治体でも、もうちょっと田舎に行ったほうでもそのような状態だったのが、私が調査した3年前ぐらいのことです。

いずれにしても、全体としての問題提起としては〇〇委員のおっしゃるとおりなのだろうと思います。

【〇〇小委員長】 そもそも公的部門、公共部門が保育サービスに課している規制が結構厳格で、質の高いものを求めていくので、なかなか民間企業としては収益を伴って、その質を満たして参入していくというのが難しいというところに起因しているのですかね。バウチャーによるマーケットがなかなか広がらない。

【〇〇委員】 これはスウェーデンに限った話ですけれども、スウェーデンの保育セクターに関しては、まず

保育料は決まっています。これは日本も市町村に裁量がありますが、基本的に基準で決まっていますね。あとスウェーデンの場合は、保育セクターの労組が直営、民間関係なく全部一体なので、公の直営でも民営でも賃金が変わらないため、民営化すればコストダウンできるかというところでもない。住民なり利用者に対する保育サービス内容や利用者満足度の情報公開が進んでいるから、公か私かに関係なく利用者選択が働くというイコール・フットイングな状況があって、そのもとで、直接供給の、公営の保育園が優位を保っているというのが今のところの現状だと思います。

【〇〇委員】 それは十分な数があるということですね。そこは日本の場合、十分な数がないという。

【〇〇委員】 日本の大都市圏を念頭に置けば、そういう面もあります。つまり競争が働かないということですね。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。〇〇委員、よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 これからの地方税体系を考えたときに、資料3の6ページ、7ページを見ると、税収が景況によって不安定になるというのは、かなり地方税制としてはつらい状況である。もちろんこれはリーマンショックと言われる世界金融危機が影響しているとは言え、これから社会保障のニーズが増えていく中で地方自治体がこれから社会保障でも主立った役割を果たしていく上で、景況に左右されるような税収になると相当社会保障を支え切れないということですので、景況に左右されにくい税収確保が今後さらに地方税制では求められるということを見ると、7ページのまさにこの各税目の税収の推移を見れば、ようやく最近になって法人住民税、法人事業税、これは譲与税も含めてリーマンショック前の水準にようやく戻りつつあるという状況なわけですから、それよりかはむしろ最近その税収総額として地方税収の水準がまた39兆円あたりに戻ってきているというのは、地方消費税の増税が大きいと言わざるを得ません。そういう意味では地方消費税が今後地方税制の中で果たす役割というのはさらに期待されるところで、その地方税体系の中でも景況に左右されにくい税収を確保するという位置づけで、地方消費税の役割に今後さらに期待をしたい。

今回2019年10月まで消費税率の引き上げを延期されてしまったということで、これが遠のいてしまったということは大変残念なことで、そういう意味では国の政策判断で地方消費税の税率を上げる時期も変えられてしまうということでも果たしていいのかというふうに思うわけです。もちろん地方税法で地方消費税の税率を決めることにはなるわけですが、地方から全く何の声も上げずに消費税率の延期を極端に言えば勝手に決められるということでも果たしていいのだろうかと思うわけで、むしろ東京都ないしは全国知事会からも消費税の税率を上げる予定になっているなら、それはきちんと上げるべきだということを声を今後ますます上げていただかないと、ましてや2度あることは3度あるみたいな、そういうばかげた話になりかねないわけで、3度目の正直できちんと2019年10月には上げていただくということをまずはやって、さらにその先はもちろんスケジュールは全く決まっていませんけれども、社会保障財源のみならず、景況に左右されにくい税収を確保するという意味においても、地方消費税は今後さらに税収を確保する上で地方税体系の中に位置づけていく必要があるのではないかと思います。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

現行の制度的枠組みとしては〇〇先生のご意見に個人的には全く同感なところがありますけれども、地方六団体と政権側の議論の枠組みがありますね。協議の場と言うのですか。あれは公式にレギュラーに開かれているのですか。今のところ制度化されているのはああいう場でしかなく、ドイツの連邦参議院のようなところがあるわけではないですね。ただ、仮想的なものとして、例えば消費税を地方消費税だけを上げるというのはまずできません。制度的には不可能。国税と必ず一体となって。

【〇〇委員】 地方税法の書き方まで含めて考えれば、全てが受動的だというわけではないけれども、小委員

長がおっしゃるように今の地方税法の規定では、まさに国のほうの税率を変えない限り地方消費税の税収が増えることはないという状況であるわけです。

【〇〇小委員長】 これも仮想ですけども、例えば今は国税に対して幾らという形になっておりベースがまらずいですね。例えばその部分を付加価値という表現にすればというのはあります。消費税法にはなかったと思うのですけれども。

【〇〇委員】 まさに国の消費税と、消費税法で書かれている課税標準の書き方と全く同じ書き方を地方消費税の課税標準として、それに対する税率という書き方を、まさに国の消費税法と同じ書き方を地方税法の中の地方消費税のところで規定すれば、あとは税率だけ変更すれば国税の地方税収は変わっていないけれども、地方消費税収は変えられるということには技術的にはなると思うのです。

ただ、そうは言っても結局は国会で議決しなければ地方消費税も変わらないということには変わらないので、だからそういう意味ではフォーマルな場合ももちろんあるのですけれども、インフォーマルなルートも通じて、私の印象で言うと今回は誰も何も声を上げずにそのまま2019年10月という話になったというか、まだ今日現在はそうはなっていないのですけれども、国会でもまだ臨時国会が開かれていないから議決されてはいないのですけれども、極端に言えば今からでも遅くないから待たせかけろというのはほとんど空想の世界でしかありませんから、極端に言えばそういう意味です。だから結局、国会で議決することにはいずれなるのですけれども、その議決される前の段階でフォーマルなルートでもインフォーマルなルートでも、いろいろ意見を言っていくことは大事なのではないか。こういうことであります。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

会長、今の件で。

【〇〇会長】 今、お話に出ました国と地方の協議の場というのは、これは〇〇先生のほうが御専門なのですが、確かに年に数回開かれていて、ウェブサイトを見ますと議事要旨なども載っていますので、私もよく読んでおります。基本的に国側の大臣が何か説明をして、六団体の長がコメントを述べる、要望、お願いをするということの繰り返しになっていまして、積極的にどうしていく、何かを提案するというを地方の側からはほとんどやっていない。

唯一、今までに真剣な議論が行われたのは、社会保障と税の一体改革のとき、地方単独の社会保障関係事業をどの程度地方消費税の税率アップに反映させるか、そのときの計画の作り方についてです。そのときだけは分科会をつくっていろいろと協議がなされたのですが、それ以外についてはセレモニー的な形でやられていたし、今もそうです。

今回も5月に1回開かれています。5月の時点では、サミットの前ですので、増税延期の話も出ていなかったのですが、その時点では地方六団体の側はちゃんと上げてくださいねということを言っています。実際に延期が発表された後の六団体の談話を見ますと、要するに上げないと言うのであれば地方財源に支障のないようにしていただきたいという、そういう後始末をちゃんとしてくださいねというコメントの仕方になっていたと思うので、そういう意味で消極的な対応の仕方になっていた。そういう面は今、〇〇委員が言われたとおり、残念なといえますか、消極的な反応かなと私も考えたところでございます。

【〇〇小委員長】 大変興味深い論点になりました。短期的には今すぐこれはということはこの場で議論してどうというわけではないのですが、非常に中長期的な課題として、日本の地方自治体側からの税制上の積極的な提案がそもそも低調であるという会長の御指摘と同時に、仮にそれを持ったとしても制度的に通していくための政治的な機構、意思決定のあり方に日本の場合、非常に弱いところがあり、結局、国がイニシアチブをとってやっっていかなければ、地方消費税の引き上げ1つとっても非常に困難であるということが同委員からの御指摘にもあったと思います。

また、全体として地方税収の変動性という〇〇先生の当初の御指摘から言うと、総体として変動性は低くなる方向に変わってきたと言えるのですか。まず地方消費税の比率の上昇、それから、一番気になる点は〇〇委員も御指摘の法人事業税ですけれども、事業税が外形標準化されたことによって変動性は低くなったのかどうかというのが実証的にどうなのだろうというのが気になっているのですが、通常、変動性は抑えられるだろうと予想されるのですが、実際には、

【〇〇会長】 リーマンショックのときに1つの事例があったわけです。外形標準課税を導入した後にリーマンショックが来たものですから、当然のことながら所得割も付加価値割も落ち込むのですが、私が見た県では落ち込みの程度は所得割のほうがかなり激しかった、これは東京都ではありませんけれども、そういう例はございます。

【〇〇小委員長】 どんどん法改正がされて、外形部分が拡大していったら所得割は縮小していっておりますので、そういう部分でも予想としては恐らく変動性は小さくなっていくのではないかと。そういう意味では地域間の事業税格差も縮小する方向に行くのではないかとこのあたりはデータを伴って議論しなければいけません。

ほかにございますでしょうか。特にないようでございましたら、次の「3 都の重要施策を支える税制の役割について」に移っていきたくと思います。

そうしましたら、事務局よりこの部分の御説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、本日3つ目のテーマについて御説明をいたします。

資料4の1ページをご覧ください。検討の目的と背景についてです。これまで東京都は、直面する政策課題に取り組むため、規制や補助金を補うものとして税制を活用してきました。これまで本調査会では政策を支援する税制の活用にあたっては、公平とのバランスやインセンティブ効果、事業部門による施策と税制の役割分担に留意をすることが必要との提言をいただいているところでございます。

また、今、政策課題が山積している中で、今回、事業所管局からの税制に関する要望を検討する際の留意点や考え方について改めて御議論をいただきまして、整理をしたいと考えております。また、今回政策実現に向けて税制の活用を期待する分野につきまして、東京都の各局に調査をいたしました。後ほど御紹介いたしますが、税による政策支援が期待される分野、また、活用の際の着眼点についても御議論をいただければと考えております。

2ページ、課税自主権活用の背景についてです。法定外税につきましては、平成12年地方分権一括法における地方税法の改正により、法定外普通税の新設・変更に係る国の許可制度が廃止され、同意を要する協議制へと移行したほか、法定外目的税が創設をされました。また、超過課税につきましては、平成16年度税制改正において標準税率の要件の弾力化が図られ、平成18年の改正では標準税率未満で課税を行う団体について建設地方債を起すことが可能となりました。

3ページ、法定外税の税収規模・件数の推移です。法定外税の税収規模は、平成26年度決算額で429億円となっております。この規模は地方税収全体に占める割合としては0.12%という数字となっております。また、税収の7割は原子力発電に伴う核燃料等に対する税収で、次に多いのが産業廃棄物税となっております。

また、折れ線グラフは件数の推移となっております。平成12年の地方分権一括法を機に件数が伸びていることがわかります。上が都道府県の件数で、下が市町村の件数となっております。

4ページ、課税自主権の体系についてです。税目、税率、その他、条例委任制度に基づくものの3つに分類をしております。

5ページ、課税自主権活用に関する設置の主体と法令根拠を整理した表となっております。

6ページ、税額計算上の仕組みを式に当てはめたものとなっております。この部分の黒い網かけが地方団体に裁量があるものとなっております。また、白い部分はわがまち特例等を除いて地方団体の裁量がないものとなっ

ております。

7ページ、地方税法による税負担軽減措置等の概要となっております。数字は平成22年度のものとなっております。総項目数は241項目で、そのうち固定資産税が約4割を占めております。

また、下の表は減収額の内訳となっております。減収額を見ますと総額1.2兆円のうち、不動産取得税が最も大きな割合を占めておりまして、約30%となっております。不動産取得税と固定資産税、都市計画税、個人住民税で減収額全体の約7割を占めております。なお、平成26年度の件数につきましては、資料としては用意してございませんが、193項目となっております。22年度と比べて2割ほど減っております。件数の内訳の傾向は22年度とほぼ同様となっております。また、26年度の減収額につきましては、適用総額が税額ではなく課税標準額で示されているものも多く、全体の減収額は今回お示しすることができませんでした。

8ページ、都における課税自主権を活用した政策支援の概要です。主なものについて政策分野別にお示しをさせていただきます。この中で自動車税のグリーン化や宿泊税については、税負担を重課するものとなっております。

9ページ、政策支援税制の活用に関する平成27年度東京都税制調査会の答申の抜粋となっております。

10ページ、こちらの資料は各省庁が税負担を軽減する措置等の税制改正を要望する際の検討項目を改めて整理したものとなっております。政策目的を実現させるための施策の必要性に加えて、当該税負担軽減措置の合理性、有効性、相当性の観点から精査をしております。また、目標の達成状況の検証は、要望する各省庁が行うこととなっております。

11ページ、東京都における課税自主権を活用した政策支援の検討過程における着眼点についてまとめた資料となっております。今回は主な3点について取り上げております。

認証保育所につきましては減免、次世代自動車につきましては課税免除、不燃化特区支援税制については減免により施策の支援を行っております。また、それぞれの創設に際しましては、下段に示した点に着目して検討を行ってまいりました。

続きまして12ページ、13ページでございます。こちらは障害者に関する税制上の主な措置についてまとめたものとなっております。5月に開催されました第1回総会におきまして、〇〇特別委員から障害者の活躍を支援する税制について言及があったことから、本日、資料として加えさせていただきました。

事務局からの説明は以上となっております。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、今回説明がありました点について御質問、御意見がございましたらいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【〇〇委員】 私は個人的に先ほども申し上げた保育とかそういうような、直接市民に行く公共サービスではない、いわゆるまちづくりのような分野は、誰が負担していて、どういう効果が出ているのかというのが見えやすい法定外目的税や税制優遇などをもっと活用していくべきだと考えますので、今回、各局から政策支援要望等を取りまとめられたというのは非常に興味深く、いいことではないかと思っております。

これは今まではやられていなかったということでしたね。毎年されていることですか。

【〇〇小委員長】 都においてということですか。

【〇〇委員】 この政策支援要望と言っておりますものは。

【税制調査課長】 今回が初めてです。各局が毎年国に対して要望している内容は、個別に把握しているのですが、それを改めて調査という形で集約したのは今回初めてということになっております。

【〇〇委員】 ありがとうございます。ぜひこういうことを取りまとめられるといいのではないかと思います。

ただ、拝見しておりますと、事前説明で拝見した資料には国への要望というものがもう一列ついておりまして、それを事前に眺めてきたのですけれども、恐らく都市整備で挙げられているものなんかは、ほとんど既に都市再生特別措置法なんかで制度化されているもの、あるいは業務核都市の基本構想に位置づけられた云々とあるのは、昔あったものの復活だったりして、余り目新しいようなものではないように感じました。それに対して、生活産業というところには、まだ今まで検討されていなかったようなものも入っているようでして、政策支援要望の熟度というか、発想に結構差があるのかなという感じがしました。

それはここの税制調査会の小委員会で、どのレベルのものをどのように議論するのかということとも絡んでくるのだと思うのですけれども、せっかく小委員会という場があるのであれば、まだ熟度が足りないようなものも含めて、総合的な税制のあり方の中でこういう政策支援の税制をどう位置付けるのかという議論をしたらいいのかなという気がしています。

都市整備関連ですと、すでに、建物やインフラをつくる段階よりも、その後のマネジメントと絡めた税制がいろいろ出始めています。今朝の新聞に、多分、わがまち特例として位置づけていきたいというようなことだと思うのですけれども、空き家を地域住民が公園として活用するときに、その土地所有者に対して固定資産税を軽減する方針というようなことが新聞に載っていたりしていましたが、土地所有者は放っておけば資産活用になることにしか使わないものですが、それをこれからの人口減少社会の中で求められる方向で活用していただける場合に税制優遇をやっていくというようなことなんかは大事なことだと思います。そのような可能性も含めて、ここで議論できるのか。そうした議論のあり方そのものを議論したらどうかという気がいたしました。

もう一つは、宿泊税です。全国に先駆けて東京都が導入されていて、このたび、大阪でも導入され、ほかの地方にも波及していく可能性があります。国のほうでデスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションというものをつくれというような話があって、ではその観光振興の財源は何なんだといったときに、宿泊税が参考になるのではないかというような話もあり、最初に取り入れた自治体として、宿泊税は継続はもちろん、さらにその使い方について検討を進めていただきたいと思います。アメリカでは、去年の小委員会で、自治体より狭い範囲で負担金を地権者から集めて経済振興をやっていくB I Dの仕組みの話をさせていただいたのですけれども、それがさらに宿泊税を用いたものに進展しています。観光関係の業者に、いわゆる宿泊税に近い負担を求め、それを原資に、官民連携のツーリズムマネジメントを行う団体が観光振興をしていく。誰が負担して、どの団体がどういう事業に使っているのか、より説明責任を果たしているというか、見える化されているという形で使われています。恐らく、この宿泊税は日本においてもさらに議論が進んでいくと思いますし、その使い方の見える化なんかも東京都からやっつけていかれるといいと思います。今でもそうしたサイトがあるのは私も存じていまして、何の事業に使われていますというのを書いてあるのですけれども、そういう取り組みをもっと進められるといいのではないかと考えています。

以上です。

【〇〇小委員長】 大変興味深い点で、今お聞きしていて熟度の問題について御指摘されましたけれども、政策支援要望の中で都市整備関連はもう既にこれまでに要望されてきているものであって、部分的には実現しているものの、例えばもう少し範囲の拡張とかそういうものが多いという御指摘だと理解していいですか。

【〇〇委員】 そうですね。都市再生のところも既に施策としてあるところですし、都市農地も恐らくこれは生産緑地法の中で、これは指定から30年で解除できるということになっているのですが、最初の指定から30年たつのが2022年で、ここで大量解除が出てくるのが懸念されています。そこで、これを継続できるように、或いは、税制優遇をもう少し使いやすくしてほしい希望はずっと出ているところでして、それに関連するものと思います。そういう意味で、多くは、すでに共有されている課題だという印象です。

【〇〇小委員長】 そういう意味では〇〇委員の御提案としてむしろ熟度がこれらはまだ低いという意味は、

まだそれほど制度化されておらず、いろいろと議論のしがいがある。

【〇〇委員】 もちろん、そうしたものも含まれているのだと思います。事前にいただいた資料では、国への提案要望がまだなされていないものも含まれていました。ひょっとしたらその後、再調査であったりしたのかも知れませんが、そうしたものは比較的新しい議論が始まったところのようなものも含まれるのかなど。こちら辺は質問でもあります。また教えていただければと思います。

【〇〇小委員長】 ほかにございますか。

ぱっと出ないようでしたら、宿泊税は論点になり得ると思うのですが、〇〇委員が御指摘になった話の中で観光にかかわる利害関係者をもう少し広くとってというのは、単に宿泊業者だけではなくて観光に関わって利益を得る可能性がある、潜在的可能性があるいろいろな事業者さんもみんな負担者になっていくという意味ですか。それでみんな集まってまちづくりのために、それはあと税ではないのですか。税ではなくて自発的な寄附金というか、何と言うのでしょうか。

【〇〇委員】 アメリカの場合はアセスメントなので、いわゆる負担金とかに近いようなものだと思うのです。受益と負担が一致していることを前提としています。最近、アメリカで増えているツーリズム・インブループメント・ディストリクトは、日本で言えば宿泊税です。ただしそれを運用するのは負担する観光業者が支える民間非営利団体で、その事業計画とともに税導入を申請し、認められれば、徴収されたものが還元されて事業の財源となります。例えばナパバレーだったら、自治体ではなく、ナパバレーという単位で観光振興に使っています。構造は、B I Dと同じです。自分たちで幾ら税や負担金を払うかを事業計画とともに決め、自治体に徴収してもらって、それが戻ってきて、あらかじめ決められた事業計画に基づいて使われていくというものです。

アイデアレベルの話ではありますが、東京においても、オリンピックに向けて、例えば渋谷とかお台場とかいろいろな地区レベルで観光振興の取り組みが進むと思います。その財源というのは議論されるべきところでして、地方ですと宿泊税がこれから議論になるよねということでしょうが、東京の場合は既にあるので、例えば、特定の地区だけ事業者たちの合意に基づく場合には上乗せ徴収を行い、それを財源に独自の観光振興を進めてもらうとか、そんなこともあると思うのです。雲をつかむような話ですけれども、そんな新しい税制の議論もしてはどうでしょう。

【〇〇小委員長】 非常によくわかりました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。〇〇先生、せっかく来ていただいたので、ちょうどいいセッションですので、何か一言。

【〇〇委員】 遅くなって申しわけありませんでした。

政策支援税制の考え方なのですけれども、今、〇〇先生からもお話があったのですが、もし単純に特定の施策を推進するための呼び水として減税しようというものであれば、その効果を含めて慎重に検討する必要がある話だと思っています。むしろその場合には補助金でやるという選択肢、あるいは規制をかけるとか、いろいろなやり方があると思うので、本当に何でも税を活用して優遇するのがいいとは言えないだろうということを最初に申し上げておきたいと思います。その上で、では政策を推進するための税制をどう考えればいいのかというときに、今、参加という観点が多分大変重要になってくるのではないかと思います。

何となく普通に税を払ってサービスを受けていると、何だかわからないうちに税金が取られていて、何だかわからないうちにサービスを受けているということになるのですが、特定の施策を推進していくための財源をそれに関係する、あるいはそれに共感するような人たちから一定の形で費用負担をしてもらうことによってある種の参加をしていく。その結果、どういうサービスが自分たちの地域では上乗せして乗っかってきたのかというところが見えるということはとても大切で、そういう観点から個々の事業や施策と、それに対する必要な財源を何らかの形で確保するというときに、税の活用について検討してみることに意味があると思っています。

これまでも、都税調の場でふるさと納税の議論は出てきています。ふるさと納税の仕組み自体は私は全然いいと思っていないのですけれども、ただ、あれが1つ広く共感を得ている理由というのは、もちろん例えば商品が欲しいということでやる方もいらっしゃると思いますが、例えばある地域に対して何か自分も支援できないかというときに、そこに費用を払うことで参加をしていこう。寄附だとハードルが高いのだけれども、ふるさと納税はシステム化されてしまっていて、しかもそれをサポートするような民間のサービスまでできているので、割と手軽にいろいろ調べたりせずに、気軽に参加しながら何か貢献したいというようなこととして、これだけ人気になっているのかなと思うところもあります。

そう考えたときに、税を通じた参加ということを改めて考えてみるが大変重要なのではないかと思います。この資料を見せていただきました。そのうえで、宿泊税をどうしていくかということで、前々回、メモで宿泊税の負担増を考えてもいいのではないかと提出させていただいたのですけれども、これだけ今、外国の方が来られていて、その方たちのためのFree Wi-Fiですとか、あるいは例えば数カ国語での表記を出していくとか、いろいろなインフラというものが新しくできていて、例えばFree Wi-Fiの場合は、民間事業者が結局その旅行者がどういう経路で歩いたかという情報をビジネススペースでとりたいということもあって、営利企業がそのところにある種の情報をとるための投資だということをやっている部分があるのだけれども、実はその情報をどう管理するかということも含めて、本当は公共インフラとしてやるべき話で、そこを本当に民間に任せてしまって、その情報というのはどう管理されるのかよくわからないままビジネスに使われてしまうということも心配でもありますので、そういったことも含めて、これから本当にインバウンドでいろいろな方が入ってきたときに求められる公的な支援はさまざまなものが出てくると思うのですけれども、その費用負担のあり方も含めて宿泊された方からとるという考え方をもう少し入れていくこともあっていいのではないかと思います。

以上です。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ほかにごありますか。〇〇委員、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 資料4で御説明いただいたように、ちょうどこれから2020年の東京オリンピック・パラリンピックもあるので、その前に税制を考える上で政策支援をどうすればいいかというところを検討するにはちょうどいい時期ではないかと思います。

私も〇〇委員がおっしゃったように、政策手段として税でよいのかどうかというところをまずしっかり検討することが第一にあるべきであると思います。財政・税制一般論で言うところのこの議論というのは、いわゆるTax expenditure、租税支出という言い方をされますけれども、そういう考え方で政策手段の一つとして認識した上で、これが妥当なものかどうかということを検討することが重要だと思います。諸外国では租税支出に関してはどういう租税支出、Tax expenditureを行い、それがどういう形で影響が及んで、税収面でどういう減収なら減収の影響があったかということを一覧でまとめる租税支出レポートのようなものが国民に対して公表されたりするということがあったりいたしますので、そういう意味ではこういう政策、言うまでもないですけれども、行ったら行った後、効果検証をすることも大事で、それをかつ東京都の場合は都民に対してもしっかり事後検証をした上で公表することは、今後必要なのかなと思います。

政策形成の過程でのことに少し話を及ぼすと、租税支出の議論の文脈でもその点はケアフルにすべきだと言われている話は、いわゆるオフバジェットになるという問題です。つまり歳出予算に計上されない形で恩恵がもたらされる。先ほど来、議論があるように補助金で政策支援をするということもあり得るのだけれども、補助金だと当然歳出予算に計上しなければいけない。そのときには当然、計上するかしないかということで折衝をして、それで認められたら初めて歳出予算に計上されるということなのだけれども、どうも計上する説得は難しそうだということになる反面で、税制優遇という形をとれば同じような政策効果が来年度予算では認められそうだと

う説得の難易度で補助金でなくて税制優遇、税負担減免という話になったとすると、それは話の筋が悪いというか、補助金のほうが政策効果があるのにあえて税制優遇を与えるという話ならば、むしろそれは税制優遇を受け入れてはいけないものだろう。

だけれども、補助金でやるよりももっと税制優遇のほうが効果があるんだということであれば、それはもちろんそういうことであれば政策目的にかなうという意味では望ましい。こういう比較考慮が本来は必要で、けれども、同じように予算書に載るのだったら、その比較考慮というのは割と政治力学的に言えば同列に扱えるのかもしれませんが、何かと税制優遇というのは歳出予算には乗らない形での恩恵ということなので、ついつい主税局が規律を保たないとルーズに認めてしまう可能性があるんで、だからこそこで議論の俎上に上っているのだと思うのですけれども、税制優遇についてしっかりアンカーとして何でもかんでも認めるわけではないよというところを保っていたかかないと、予算書に載らないという意味でオフバジェットになってしまうがゆえの緩みというものは、これはほかの国でも租税支出絡みでは懸念がされているところなわけで、そういう意味では今後も都としてもそこはしっかり目くばせをしながら、もちろん認めるべきものは認めていいわけですが、ルーズに認めるというわけではないという規律は維持していただくことは必要だろうと思います。

もう一つは、減免だけが全ての方法ではないということで、もちろん課税強化の話も少しここでは触れておられるので、それは事務局も御認識であると思うのですけれども、条例をつくって議会で通さなければいけないということを考えると、もちろん議会で賛成をいただかなければ認めてもらえないというのはあるにしても、なかなか我が国でも税を懲罰的に課税することは、それほど広範に認められているものではないので、なかなか税を重課することは容易でないことは承知していますけれども、税を軽課するということでインセンティブを付与するんだと言うならば、それと正反対で、税を重課することでその行為を禁止するようなメッセージを発するという形の課税というのもあり得るのだろうと私は思います。そこまでペナルティーと言ってしまうにはちょっときついということであればピグー税といいますか、いわゆる外部不経済による社会的な不利益を税によってコストを認識させることを通じて、その不利益を小さくする、内部化するという考え方もあるので、政策手段として税を軽課することばかりが全てではなくて、重課することも政策手段としては十分に考えられる話なのかなと思います。

以上です。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。大事な御指摘だったと思います。

〇〇委員、まだ御発言ないですが、何かございますでしょうか。全体についてでも構いません。

【〇〇委員】 本日のテーマは全体に茫漠としているので、なかなかどうのことを議論するのかなというのは難しいかなと思っていました。

都の重要施策を支える税制の役割について、要は都庁内での意思決定として基本的に政策的に使わないというのがこれまでの仕掛けになっていたのではないかと。つまり国のように予算、国債と併せて、政策税制・租税特別措置といいますかTax expenditureをセットで行うという予算編成の方式になっていなかったというのは、ある意味で税体系に配慮した仕掛けであったのではないかと。つまみ食いの何とか税とか思いつきで言うことはあるにせよ、それはあまり体系的には褒められたことにはなっていないし、また、それを体系的に議論する仕掛けにもなっていないわけです。もし体系性を維持して税制を使いたいというのであれば、それにふさわしい意思決定手続、つまり主税局で全部どういうTax expenditureないし重課を考えるかという仕組みをつくらなければいけません、それを基本的にすることが余り体系化という観点から望ましいのか考えると、余り触れなくてもいいのではないかと。3はやらないというほうが本来の筋ではないかというのが率直な見解です。

恐らく大きく言えば日本は政府として税金がとれない国ということが最大の弱点で、だからこそ社会保険料に依存せざるを得ない。あるいは、アメリカと同じようにいろいろ屁理屈をこねて何とかお金を巻き上げようとか

する。再開発なんかは基本的にそういうものですね。だからそういう苦肉の策にいかざるをえないわけですが、それは体系という観点からあまり適正とは思えないし、政治を歪めるだけなので、そういう意味では3をやらないということは結果的には2をちゃんとやるということにつきます。もっと言えば2で一番大きいのは社会保険料をいかに減らしていくのかということに尽きるのではないかと。あるいは社会保険料の負担と税負担を一体として捉えた上で、例えば社会保険料負担を税額控除にするとかしていかない限り、本当はこれが是正されない。それは〇〇委員がおっしゃった年金の話と一緒に、年金で課税するというのも、「行って来い」だから本当は無意味なのです。最初から税金をとられたと仮想して、手取り分として年金額を決めていると思えばいいだけの話であります。だから全体としての体系を考えるのであれば、ちゃんと全ての負担について体系的にできるのかということが2ではぜひ議論していただきたい。

だから所得、消費、資産だけではなくて社会保険料とかその他の何だかよくわからないお金ですね。私が一番気になっているのは、例えば給食費とか教材費とか、ああい簿外のお金をずっと集めているわけです。ああい変なお金を早くやめさせるとするのが本来の筋であって、それが体系を歪めているということで、あれは一般会計に載らないですね。特別会計にも載らないですね。要は学校での非常に怪しいお金で、怪しいお金について滞納しているなどということ自体が既に怪しいことで、そういう変な仕組みをやめさせることのほうが体系化としては大事なのではないかと思っています。

ついでですから、1の所得課税なのですが、そういう意味では一番大きなものはちゃんと税としてとれるかどうかということになります。〇〇委員がおっしゃった国が勝手な都合で減税した場合には、かつては交付税率といいますか、繰入率で跳ね返すというのが本来のロジックでした。これは1940年改革で導入された原則だったのですが、これは1960年代くらい以降、消えてしまったのです。国が減税すると跳ね返り分として分与税率を引き上げるというのは、本来の三好重夫の考え方だったのですが、それをやめて久しいわけです。今回の例えば消費税率を上げるということを前提に組んでいたものについて、国が勝手に消費税率を上げないということをした。建前としては予定通り、地方消費税で上げるべきだという主張かもしれませんが、本来ならば交付税率に跳ね返すべきロジックなのです。それをいつの間にかみんな忘れていてということで、総務省も多分忘れていてのかもしれないので、少し原則にちゃんと立ち返って欲しいです。あれは国と地方財政の分離という概念から来ていて、国税の税制改正を地方の歳入確保に影響させないというのが本来の筋だったのです。それが失われているということ自体が、地方財政の観点から言うとみんな忘れていてということでいいのだろうかという気がします。

所得課税について言えば、何を変化として見るかというのは幾つかあると思うのですが、個人所得課税の観点で言えば世帯形態は非常に多様になっているので、人的控除もそうなのです。人的控除というのは個人課税のくせに、世帯というヒモで他の諸個人が芽づぶ的についているということを経済前提にした世界観ですけれども、個人所得課税と世帯的所得課税というものがちゃんと整理されないまま行われている。これはだから控除の問題とか3号被保険者の問題とか全部に連動している話なのですが、構造変化という意味で言えば標準世帯が非常に減った上でものに十分対応できていないというのが第1点で、世帯的所得課税のあり方について個人課税ではなくてどう考えるかということのをちゃんと検討してもらいたい。

(2)については、非正規雇用の観点で非常に気になるのは、前年度課税になっている場合非常に困る。正規雇用だと定年退職になった1年だけ考えればいいのですが、非正規だと非常に所得が動くので失業して金がないときに限って地方税を払わされるということで、これもやはり非正規の増加に対応していないのだろうという気がします。4の所得再分配機能が非常に日本の場合には低いというのは明確なことなので、これは社会保険料との関係だし、全体のサービスとの関係もありますけれども、そういう意味でちゃんと大きく議論していただければと思います。余りに今回の論点は非常に茫漠としているので、いろいろ言っていますけれども、

具体的にどうなるのかというのはよくわかりませんが、感触としてはそんなところかなと思います。

本来、国と地方の協議の場ではちゃんと交付税に跳ね返せと持論を言えと、どうせ政治的には効果はないけれども、あるいは東京都では意味がないけれどもというのがありますが、一応、筋論としては言っていたきたい。国と地方の協議の場は朝9時とか8時ぐらいから開始されたりすると、大臣たちは簡単に来るだけですけれども、地方のほうははるばる旅費を使うだけで面倒くさいという、実にくだらない会議になっているので、あれもうちよっと考えたほうがいいと思いますが、余計なことを言いました。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

本日の段階ではまだ特に決め打ちのテーマとか、こういう方向でという原案があるわけでもなく、そういう意味では〇〇先生も御自由に御議論いただいて非常によかったです。

そろそろお時間ですので、このセッションは終わりにしまして、その他の議題で事務局から2点、報告がございます。1点目は都の医療政策に係る財政需要、2点目は固定資産評価に関する検討委員会がございますので、その点について時間がないので手短によるしく願います。

【税制調査課長】 まず1つ目、第2回小委員会で資料要求がありました、東京における医療政策に係る財政需要に関する資料の御説明をさせていただきます。A4横のものを1枚御用意しております。

資料については中段より上が医療費について、また、下段が東京都の医療政策関係費に関する資料となっております。

まず上段左側の国民医療費のグラフをご覧ください。医療機関の診療報酬の請求に基づき集計した平成23年度の1年間の医療費は、全国で3兆8,850億円となっております。東京はそのうちの1割弱を占めており、3兆7,120億円となっております。また、国民医療費に占める地方負担分の割合というものがございまして、そこから推計いたしますと都内自治体の公費負担額については、負担割合が大体12.4%ですので、おおむね1年間に4,600億円となっております。

続きまして上段右側のグラフをご覧ください。医療費適正化計画に示されました都民医療費の将来推計です。平成25年度から29年度の間におよそ6,000億円程度の医療費の増加が見込まれております。東京の公費負担額は、ここから推計しますと毎年大体180億円程度ずつ増えることが予測をされております。また、この180億円という数字ですが、規模感といたしましては自動車取得税の1年間の税収を上回る額となっております。

下段は医療政策関係予算額の推移です。平成28年度では610億円の予算が計上されております。この中でも濃い色がついています①～④が、東京都の主要な事業として位置づけられているものとなっております。中でも②の部分が在宅療養支援体制の強化に当たるものなのですが、この部分が近年大きな伸びを見せております。説明は以上です。

【〇〇小委員長】 続きまして、固定資産税の件です。よろしく願います。

【審査申出担当課長】 では、固定資産評価に関する検討会の事務局から、検討会につきまして簡単に説明させていただきます。

お手元の資料の「報告事項・固定資産評価に関する検討会について」という資料をご覧ください。

初めに、検討会が設置されるに至りました背景などから説明させていただきます。

複雑で精緻な評価方法ということで、現行の再建築価格方式について若干説明させていただきます。現行の再建築価格方式につきましては、昭和36年3月に総理大臣の諮問機関であります固定資産評価制度調査会におきまして、家屋の評価方法として答申されたものでございます。この答申に基づきまして固定資産評価基準によって現行の再建築価格方式が定められました。

2つ目の〇をご覧ください。現行の再建築価格方式の仕組みを記載させていただきましたが、評価の対象とな

った家屋と同一のものを、評価の時点において再度新築するものとした場合に必要とされる建築費を求めまして、これに時の経過によって生ずる損耗の状況による減価等を考慮して家屋の価格を求めるものです。この再建築価格方式が用途や規模にかかわらず、全ての家屋に一律に適用されることとされました。

一番下の○をご覧ください。ところが、近年東京におきまして大規模化、複合用途化した建築物が多数建築されてきて、これに現行の再建築価格方式を適用することが困難な状況が発生しております。東京における建築物の大規模化ということで右上にグラフを載せさせていただきました。このように増加する大規模事業用建築物を評価する場合に、困難で複雑な当てはめ作業を要するために評価に時間がかかる上に、納税者にとってわかりづらいう課題などが生じております。

評価に時間がかかる例といたしまして、右に大規模事業用建築物の評価の例として約1年10カ月などかかったという例などを挙げさせていただきました。

1枚おめくりください。このような背景がございまして、大規模事業用建築物の評価方法を簡素で迅速に評価できて、かつ、納税者にわかりやすいものに見直すために、本年4月に固定資産評価に関する検討会を設置させていただきました。検討会では新たな評価方法としまして具体案、制度設計などを検討して国に提案することを目指しております。このため、委員は建築や不動産鑑定などの専門家6名で構成させていただいております。検討会には新たな評価方法に係る報告書を今年度中に取りまとめでいただきまして、これをもとに都として速やかに国に提言していく予定です。

続きまして、検討会の検討状況について報告させていただきますので、真ん中にあります新たな評価方法の素案という箇所をご覧ください。案としまして取得価額活用方式というものを検討する方向で現在、検討されております。この取得価額活用方式と申しますのは、下に図がありますのでこれで簡単に説明させていただきますと、まず現行の再建築価額方式をどうやって評価するかと申しますと、納税者から竣工図面等をお借りしまして、家屋の建築にどのような資材がどれだけ使用されたかを調べまして、固定資産評価基準に各資材の標準的な評点数が定められておりますので、これに調べた資材の使用量等を掛けまして、再建築費評点数を求めます。これに時の経過によって生ずる損耗の状況等による減点補正率を掛けまして、評点1点当たりの価額を掛けて評価額を求める方法です。

これに対しまして現在検討されています取得価額活用方式と申しますのは、再建築費評点数に該当する部分のみを実際の工事原価に一定の調整率と時点修正率を掛けまして、再建築費評点数と同水準となるように評点数を求める方法でございます。このように新たな評価方法の方向性としまして、現行の再建築価格方式の原則の中で取得価格であります工事原価をベースとして再建築価格を求める方法につきまして検討していくことで、現在、おおむねの合意がされているところでございます。

簡単ですが、以上で固定資産評価に関する検討会の検討状況等の報告を終わらせていただきます。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら終了時刻が過ぎたわけですが、どうしても医療費の点と今の固定資産税の評価検討委員会の検討で、これを聞いておきたいということがございましたらどうぞ。

〇〇委員、よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 御報告ありがとうございます。医療費についてもよくわかりました。

1点、固定資産評価に関してお伺いしたいのは、新たな評価方法の採用によって増税になったりすることはないのかということを確認させてください。これで増税になるかもしれないとかいうようなことがあるとすると、いろいろと差し障りがあるかなというところも気になってはいるので、少しお伺ひします。

【〇〇委員】 よろしくお願ひします。

【審査申出担当課長】 事務局から御回答させていただきますと、現行の再建築価格方式の中の再建築評点数

という部分のみを同水準となるように調整率を設定しまして、それで求めることを目指しておりますので、同水準となることを前提に検討しておりますので、増税になることは考えておりません。

以上です。

【〇〇小委員長】 〇〇委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにごいませんか。そうしましたら皆さん御協力いただき、ありがとうございました。これにて第3回小委員会を閉会とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

— 了 —